

令和 8 年度五木村障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設からの物品及び役務（以下「物品」という。）の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本村の各課・局が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（２）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）」第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業所及び第 94 条に規定する基準該当生活介護事業所

（３）障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

（５）共同受注窓口

会則等で、障がい者の就労へつながる取組等の各種支援を目的としていることが

明らかであり、複数の障害者就労施設等（障害者優先調達推進法第2条第4講に規定する障がい者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達方針の推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図るものとする。

なお、障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに保健福祉課福祉係から各課・局に対して情報提供を行うものとし、各課・局は可能な限り、障がい者就労施設等からの物品等の発注に努めることとする。

6 調達の目標

令和8年度においては、前年度実績額を上回ることを目標とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

（1）本方針を策定又は見直しをした時は、本村ホームページにより公表する。

（2）調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、本村ホームページにより公表する。

附 則

本方針は、令和8年4月1日から施行する。